

戦時経済下における銀行の 合併経緯に関する研究

— 合併談から紐解かれる第百銀行に着目した考察 —

伊藤 幸郎 堂下 浩
東京情報大学 東京情報大学

要 旨

1943年4月1日、太平洋戦争時において日本国家の軍需資金の需要に応えるという目的で、三井銀行と第一銀行、ならびに三菱銀行による第百銀行の合併が決定された。当時の新聞記事は、どの資料でも「それぞれの銀行は『自発的意思』に基づいて合併を進めた」という論調であった。しかしながら、これらの銀行の合併の組み合わせを比較すると、中でも第百銀行の立場は著しく不利であるため、第百銀行が自発的に合併を決定したとは考えにくい。

そこで、我々は先ず銀行の合併が決着した直後の新聞記事や経済誌を整理した。次に、戦後に明らかになった銀行合併に関する資料を収集し、戦時下で発表された合併に関する内容との差異を比較分析した。

その結果、三井銀行と第一銀行との合併と異なり、第百銀行が積極的に三菱銀行との合併談を進めた形跡を確認できなかった。つまり、合併の当事者でなく第三者が合併構想の中心となり、少なくとも第百銀行側の経営陣は蚊帳の外に置かれていた可能性が示唆される。

1 はじめに

1943年4月1日、①三井銀行と第一銀行の対等合併により帝国銀行が誕生、②三菱銀行が第百銀行を吸収合併、という4銀行が関わる2つの合併策が実施された。上記①と②といった2つの銀行合併は太平洋戦争時における軍需産業への資金増強をねらった政府の国策に即応する目的に沿って実現した。そして、戦時における国家統制の下での銀行の合併策は、日本の金融史に大きく刻まれる出来事となった。

三井銀行や三菱銀行は、軍需産業に関わる製造部門を持っていなかった銀行と合併することで、保有預金額の増加を可能とし、軍需産業への資金融通を

強めることができた。預金総額を増加させることに限度がある銀行は別の銀行から預金を増強させる「合併」という方法を選択したことにより、戦時下における軍需産業への資金融通を行うという国家的使命が短期間で可能となった。

上述の銀行合併策が行われる前となる1940年以降において大蔵省は一県一行主義を目指して地方銀行の強制的な統合を実行した。その結果、銀行は1936年の424行から1941年の186行までその数を減少させていた。詳しくは後述するが、戦時体制下において政府は一県一行主義に基づく金融統制をさらに強める方策を優先していた。

金融統制が強まった戦時体制下において、三井銀

行と第一銀行ならびに三菱銀行と第百銀行の合併は戦時における国家の軍需資金の需要に応えることが目的であったため、これら4つの銀行は国家の要請に応じるように合併を進めたと言えよう。合併当時の新聞記事には、それぞれの銀行は「自発的意思」に基づいて合併を進めたという論調に傾斜していた。また、詳しくは後述するが、雑誌の論評等にもそれぞれの銀行が国家使命を果たすために、自らの意思で合併策を進めたという記載が大半を占めていた¹。

とりわけ、第百銀行は、金融事業を主体とした母体財閥である川崎財閥の中樞を担う役割を果たしていた。戦時体制下において第百銀行が三菱銀行に吸収合併されたことにより、川崎財閥としての機能は事実上解体されることとなってしまった（詳しくは後述）。

第百銀行が国家使命に即応したとしても、川崎財閥が事実上解散せざるを得ないことを勧告すると、新聞報道にある「自発的意思」に基づき合併に賛成した点に疑問が残る。

そこで、第百銀行が三菱銀行に吸収合併されることにより川崎財閥が事実上解散を逃れられない点から、本研究の目的として、第百銀行が戦時下における銀行合併の対象となった三井銀行、三菱銀行や第一銀行よりも、ことさら不承不承で合併に応じた可能性を調査し、統制経済下における金融統制のプロセス解明への一助としたい。特に、先行研究が極めて少ない第百銀行に関する資料の収集と整理を通じて、金融史における新たな知見を提供していきたい。

2 戦時体制下における銀行の合併経緯

2.1 政府による金融統制の制度変遷

第1章でも述べた通り、戦時体制の下において日本政府は、軍需産業への資金配分を計画的に行うため、銀行合併が遂行される前に、銀行をはじめとする金融業界を統制する政策を講じていた。本章では、表1を参照しながら、上述の4銀行が合併を行う前までにおける政府の戦時金融統制策を時系列で説明する。

1940年9月12日、銀行信託会社懇談会において日銀総裁である結城豊太郎（以下、結城）が戦時局に鑑みて金融業界の組織整備の必要性を述べた。結城の発言が契機となり、金融機関相互の連携体制を強化するために、1940年9月21日に金融機関の業界団体らを会員とした「全国金融協議会」を発足した²。なお、全国金融協議会は、法的根拠をもたない自主的な協議組織にすぎず、実質の権限はなかった。

1940年10月19日、政府は国家総動員法第11条を改正し、会社利益配当および資金融通令を改正し、銀行等資金運用令を公布した³。当該法令には、従来統制対象となっていなかった金融機関の設備資金や運転資金にも統制を加えることが明文化された。大蔵省は金融機関の資金運用にも統制命令を下すことができるようになり、資金の融通を強制することができる金融機関の範囲を拡大した。事実上、改正国家総動員法は、政府が金融機関の自主的な経営機能を制限させた決定的な根拠となった。

1941年3月頃、政府は、金融業界に対して公益優先を体制化することを明文化した「財政金融新体制要綱案」を作成した。しかしながら、「財政金融新体制要綱案」には、金融機関は統制団体を結成し、各金融機関の自由な投資を制限する旨など極端な計画的、かつ統一的な金融体制の遂行が明記されていたため、金融業界関係者からの反発が大きかった。

戦時の国策に協力的でなかった金融機関に対して、早急に金融統制を進めたかった政府は、「財政金融新体制要綱案」に日本銀行を中核とする金融機関の組織体を結成させる方針を加えた「財政金融基本方策要綱」を作成し、1941年7月11日に閣議決定した。財政金融基本方策要綱は日本銀行と業種別の団体を構成する旨が定められており、上述した全国金融協議会も法的統率力の強い団体を目指し、会員構成の組織変更を実行することとなった。当然、戦時情勢下において戦費資金の計画的な調達を目指した政府は、財政金融基本方策要綱において、計画的な金融統制を行う旨を記載していた。

1941年11月28日と12月11日とで、政府は計画的な金融統制への法的権限を強めるため、「金融統制団体ニ関スル勅令案要綱」をまとめ、1942年4月18日に「金融統制団体令（勅令第440号）」を公布した⁴。

表1 戦時体制下における銀行合併までに関する年表

年 月	概 要
1940年9月21日	金融機関相互の連携体制を強化するため、金融機関の業界団体らを会員とした「全国金融協議会」を発足。
1940年10月19日	政府が国家総動員法第11条に基づいて、会社利益配当および資金融通令を改正、銀行等資金運用令を公布。
1941年3月頃（日付不明）	政府が金融業界に対して公益優先を体制化することを明文化した「財政金融新体制要綱案」を作成。
1941年7月11日	政府が「財政金融新体制要綱案」に日本銀行を中核とする金融機関の組織体を結成させる方針を加えた「財政金融基本方策要綱」を作成し、閣議決定。
1941年11月28日	政府が「金融統制団体ニ関スル勅令案要綱」を作成。
1941年12月11日	
1942年4月18日	政府が「金融統制団体令（勅令第440号）」を公布。
1942年4月23日	政府が全国金融統制会を含む9つの業態別統制会の設立を各々の金融業界団体に命令。
1942年5月16日	政府が金融事業整備令を勅令にて公布。
1942年5月23日	東京銀行集会所で開催された創立総会において、金融統制団体令に基づき全国金融統制会の設立。
1942年7月2日	大蔵省が全国金融統制規定に全国金融統制会の最も主力を注ぐべき業務を記載。
1942年11月6日	結城が、日本銀行と普通銀行とを含めた七大銀行懇談会を設置。
1942年12月10日	第2回七大銀行懇談会にて、第百銀行と昭和銀行との合併を提案。
1942年12月17日	結城が、万代に三井銀行と第一銀行との合併を提案。
1942年12月28日	三井銀行と第一銀行ならびに三菱銀行と第百銀行の合併を発表。
1943年4月1日	第百銀行を吸収合併した三菱銀行と三井銀行と第一銀行が対等合併で誕生した帝国銀行が発足した。

出典：筆者作成。

全国金融団体令には、全国の各銀行を含む金融機関が、政府指導の下の金融統制に協力し事業を行うといった強固な統制団体の結成を法的根拠とする点が明記された。

1942年4月23日、政府は全国金融統制会を含む9つの業態別統制会の設立を各々の金融業界団体に命令した⁵。なお、9つの金融統制団体の1つに挙げられる普通銀行統制会は、神戸銀行、三和銀行、十五銀行、昭和銀行、住友銀行、第一銀行、第百銀行、東海銀行、日本昼夜銀行、野村銀行、三井銀行、三菱銀行、安田銀行といった大手商業銀行により構成されていた。

全国金融統制会設立に伴い、1942年5月16日に金融事業整備令が勅令にて公布された。公布された金融事業整備令の条文では、政府が銀行を含む金融事業者の強制的な事業委託、受託、譲渡、譲受ならびに合併を命令することができる内容が明文化されていた。

1942年5月23日、東京銀行集会所で開催された創立総会において、金融統制団体令に基づき全国金融統制会の設立を決定した。全国金融統制会は、金融統制団体令第12条の規定に従い、日銀総裁を務める結城が会長に就任した。なお、その他役員（副会長、理事、監事、評議員）は総会当日に大蔵大臣に任命された⁶。さらには、金融統制団体令第11条に「全国金融統制会会長は金融機関を指導統制する権能と責任を掌握することができる」旨が明文化されていた。このような全国金融統制会の機能は指導者原理に基づき、前述した全国金融協議会よりも金融機関に対して強い権限をもつ組織として位置づけられた⁷。

1942年7月2日、大蔵省が全国金融統制規定に全国金融統制会の最も主力を注ぐべき業務は、各金融機関の行う資金吸収を促進することと、蓄積された資金の国家目的に即応する適正な配分である旨を記載した。つまり、全国金融統制会は各金融機関の業

務の細部にわたって介入することとなった。

太平洋戦時下における全国金融統制会は、金融統制における絶大な法的権限を有し、日本銀行総裁を務める結城が全国金融統制会の会長も兼務していたため、実際の金融統制は日本銀行がリードする形式で進められていた。太平洋戦争が勃発したことで、預金増強を政府から要請されていた銀行は、預金で集めた資金を兵器産業の貸し出しに集中することとなった。その後、太平洋戦争の激化とともに、全国金融統制会は金融面の戦時非常措置が立案・実行されることに伴い、中心的役割を果たすこととなった。ただし、金融市場の安定性を維持するために、過度な介入と見られぬよう法的権限の行使を避けていた可能性も垣間見られる。

2.2 戦時下の三菱銀行と第百銀行の合併に関する先行研究からの分析

戦時下における三菱銀行と第百銀行とに関する先行研究では、断片的ながらも三菱銀行や第百銀行の合併前後に関する動静が確認された。まずは、戦時体制下における三菱銀行の合併時に関して、三菱銀行の資料から整理した先行研究を以下で説明する。

岡崎（2011）は、第百銀行を吸収合併した三菱銀行の業務報告書を分析した。岡崎による三菱銀行の業務報告書の分析結果によると、三菱銀行は、第百銀行から継承した支店からの預金額が約40%を占めた点、東京旧市域ならびに本店へ貸出を増加させることができた点、が報告された。以上より、三菱銀行は第百銀行を吸収合併したことにより、軍部資金供給源としての性格を強めた点が述べられた。

堀（2012）は、三菱銀行に関する書籍等より、戦時下の三菱銀行と第百銀行との合併成果を纏めた。堀は、「三菱銀行が三井銀行よりも預金残高が低迷していたため、軍需産業による資金需要拡大への対策が必要であった。しかしながら第百銀行を吸収合併したことにより軍需融資指定金融機関制度によって指定された金融機関として、軍需会社指定法で指定された軍需会社へ融資を行う総数を増加させた」と、第百銀行を吸収合併したことによる三菱銀行の軍需会社への融資状況を報告した。

これら先行研究によると、三菱銀行が第百銀行を

吸収合併したことにより、軍需拡大の体制整備を優位の立場で進めることができたため、合併の果実を得たという結論は共通した認識であった。つまり、戦後においても三菱銀行は財閥傘下の軍需会社が民生用重工業製品の製造に移行したことで、三菱銀行は戦後復興期や高度経済成長期において三菱グループ内の立場ひいては日本の経済界の立場を高めることができた。

一方、三菱銀行に吸収合併された第百銀行の観点から論じた研究は極めて少なかったものの、堂下（2020）は、堂下自身が演者を務め開催されたシンポジウムの講演記録より、第百銀行が三菱銀行に合併された経緯を断片的ながらも紐解いた。参加したパネリストが発表した調査結果を総括する格好で、堂下は本シンポジウムの結論として「戦争に勝つことを大方針として金融統制を図った政府が銀行部門の資金を軍需財閥に効率的に傾斜させた。そこで、第百銀行の母体である川崎財閥は、軍需産業に関わる重化学工業に参入していなかったため、真っ先に統制対象とされた」ことから、川崎財閥がGHQによる財閥解体を待たずして産業界から事実上消滅した経緯を説明した。

2.3 銀行合併が発表された際（1942年12月28日）の新聞報道と銀行合併に関する経済誌論評からの分析

1942年12月28日、三井銀行と第一銀行ならびに三菱銀行と第百銀行の合併が発表され、その翌日である1942年12月29日の朝日新聞朝刊の一面でその内容が報道されていた。万代順四郎（以下、万代）と結城とが銀行合併に関する対話を行ってから、僅か11日間での早期決着が図られた。その間、銀行合併に関する議論は秘密裡に進められており、「秘匿の決着」が図られていたといえる。

筆者らが1942年12月29日の全国紙3紙の朝刊新聞報道を確認したところ、三井銀行と第一銀行、三菱銀行と第百銀行の合併に関する記事を以下のように記載していた。

- ・決戦体制下金融機構の整備強化と金融統制の円滑適正なる遂行は刻下の急務とされ、これが有力な

の一環として資金コスト引下、弱體銀行整理を直接の目標とする銀行合同は支那事變以來強力且つ急速に推進され昭和十年末現在四百六十六行を數へた全國普通銀行は十七年十二月廿七日現在百四十八行にまで減少した。右はいづれも預金と貸出のアンバランスに因る資金運用難に苦しみつゝある地方銀行を對象としたものであつたが、戦争經濟の深刻化は遂に不拔の金融的牙城としてその資本力と割據主義によつて産業金融財界に燦然たる勢力を擁してきた四大銀行をも合同の渦中に投じたわけで、華やかな金融資本閥の過去の活動と對比するとき流石に急激なる戦争經濟の進展を思はざるを得ない、と同時にこの一石によつて銀行合同の持つ意義並に理念は従來に比して一段と飛躍し今後の合同は資金コストの引下、国債の消化促進等もさることながら、金融機構の強硬性増進を確保し決戦態勢を固めんとする必然的措置と見るべきであらう、なほこの合併によりそれらの持つ尠大なる支店出張所網も再編成、再配置されるは必然で、これによつてもたらされる人的、物的兩面の節減も合同による公共性の明白化と共に相當の意味を見出すべきであらう⁸。(朝日新聞)

・銀行としては従來の投機的乃至は自己の危険負擔による資金運用の妙味を大半喪失して、たゞ残された活路として資金吸収に全智全能を傾倒して資金運用の幅を増大し、もつて業績の維持に汲々たる現状を呈するに至つたのである⁹。(東京報知新聞)

・従來財閥を背景としてゐた三井、三菱兩銀行がこれにより國家的、公共的金融機關に再編成されたことで、今後は預金吸収の面でも資金の運用の面においても國家目的第一主義で敏速に活躍し得ることとなつた、今回の合併は當局の懇願によることなく全く銀行側の自發的意志によるもので、特に三百年の古き歴史を有し三井財閥の濫觴をなした三井銀行が率先して今回の擧に出たことは相當高く評價されてよい¹⁰。(東京日日新聞)

以上のように、全国紙3紙は、太平洋戦争時の情

勢に鑑みて三井銀行と第一銀行ならびに三菱銀行と第百銀行の合併が、政府の勸奨を受けながらも、その内容は各銀行が自發的に合併を行ったことを前提として報道されるに留まっていた。上述の新聞一面記事には戦時下の銀行合併における交渉過程について具体的に触れられていなかった。

また、戦時中に刊行された雑誌記事では、戦時体制下における三井銀行と第一銀行、三菱銀行と第百銀行の合併に関する論評を概ね以下のように記していた。

・金融業者は今次を契機として、金融に於ても更に一段國策本位たるべきことが要請されつつあることを深く思を致し、これが爲には自己の利害を捨て、掛らねばならぬ。もし此の點に就て業者の自覺が不足するならば、折角の當局の英斷たる兼營、これに續く合併も事毎に摩擦を生じ、場合に依つては幾分の混亂を來すべきことさへ考へ得られなくは無い。由來金融業者は曾ての自由主義的思想を最も根強くもつものとして、一部から非難の聲を浴びて來たが、もし今後の金融機構の整備に多少共摩擦を生ずるならば、金融業者は如何に自らを辯護しても、自己の國策協力への自覺の足らざることを自ら立證することとなるであらう¹¹。(理論と實際)

上述に代表される戦時中に刊行された経済誌の記事の趣旨は、新聞記事一面と同じく、戦時下において国策に対応して銀行が合併策を進めることについて論を俟たないと記した論評が一般的であつた。こうした論評が大半を占める中で、ダイヤモンド誌はこれらとは一線を画する論評を唯一発表していた。

・合同を促進した事情には、銀行自體の事情も有力に作用したにしても、それは歸するところ副次的なものに過ぎない。いづれも、自發的な動機を以つてしては、あまりに根據が薄弱であつて、自惚れのつよい銀行業者が、進んで他行と偕老同穴を契るに至るほどのものではない。預金の面においても、貸出の面においても、瞠目の競争と對抗をつづけて來た金融業者が、一朝にして巍然と自我

を捨て四行轡を並べて合併街道を邁進するなど、いふことが、単なる自発的意思にもとづくとは、どうして信ぜられやうか¹²。(ダイヤモンド)

ダイヤモンド誌の記事では、戦時下において第百銀行を含む4つの銀行は自らの意思で合併談を進めたことへの根拠が薄く、新聞記事や大半の経済誌に論評されていた自発的意思での合併に違和感を示していた。この背景として、1942年は同年1月に新聞事業令に基づき新聞各業者へ統制団体参加命令が出され、その後、新聞会社の統合が一気に進められたことで、新聞の報道内容が政府により一段と強い監視下に置かれた時期とも重なった。事実、前坂(2005)によると、1947年から1948年にかけて、内務省警保局検閲課は検閲官の数を増やし、新聞や出版物の監視を強化していた。

このため、少なくとも新聞業界は政府の発表と異なる記事を配信することを一層憚られていたものと類推される。したがって、この局面において4つの銀行の経営判断を正しく報道できたのは一部の経済誌に限られたのであろう。つまり、ダイヤモンド誌の論評内容は当時としては異説として捉えられていたものの、戦時下の調査報道として唯一核心を突いた論評を書き残した点は特筆される。

2.4 仮説の提示

第2章2節(2.2)及び第2章3節(2.3)の分析結果より、合併対象となった4つの銀行は自発的な意思によらず、政府の圧力の下で合併を進めることとなったと考えられる。特に、第百銀行は川崎財閥下の中核機能を果たしており、戦時下の情勢から政府による指導の下での合併が進められると、財閥の解体を免れないため、その合併に抵抗した可能性も想起される。そこで、筆者らは以下の仮説を提起する。

仮説：合併対象となった4つの銀行は自発的意思により合併を締結したのではなく、特に第百銀行は三菱銀行よりも相対的に消極的意思が強かった。

そこで、筆者らは以下で、上記の仮説を検証するために、『日本銀行百年史』、『昭和財政史』、『三井銀行100年のあゆみ』、『第一銀行史』、『三菱銀行史』、そして『川崎銀行史』といった合併対象となった銀行に関連する変遷史を分析する。そして、この仮説検証を通じて、第百銀行に着目した上で、これまで文献等で記されてきた戦時体制下における統制経済のプロセスを金融史の観点から詳細に解明することにより、過去の文献から得られていた知見を補強する一助になることを目指していく。

3 三菱銀行と第百銀行の合併経緯

3.1 合併前における銀行の概要

戦時体制の下において合併対象となった三菱銀行、第百銀行、三井銀行ならびに第一銀行の合併前までにおける変遷を簡潔に述べる。三菱銀行、第百銀行、三井銀行そして第一銀行の合併変遷を整理する目的は、戦時体制が敷かれる前までにおいて、上記4つの銀行が政府の要請に従い、銀行合併を行ってきた経緯があるか否かを知ることである。

まず、第百銀行を吸収することで合併談を纏めた三菱銀行の変遷について、『三菱銀行史』をもとに筆者らが作成した図1を参照しながら解説する。1895年、三菱合資会社に銀行部が設立され、第百十九国立銀行から順次事業を譲渡された三菱銀行は1919年に三菱合資会社銀行部の事業を継承して設立された。そのうえで、三菱銀行は1929年に森村銀行、1940年に金原銀行、1942年に東京中野銀行を買収した。

次に、三菱銀行が第百銀行を事実上吸収したために、第百銀行が中核を担っていた川崎財閥は戦後のGHQによる財閥解体の前にその機能を消滅させることとなった。以下、第百銀行が三菱銀行に吸収される前までにおける川崎財閥の銀行業の変遷について、筆者らが『川崎銀行史』を参考にしながら作成した図2を参照しつつ述べる。

1874年、川崎銀行の前身となる川崎組が金融業に参入し、1880年に川崎銀行へと改称した。川崎銀行は、1926年に伏見銀行を買収し、その翌年である1927年に第百銀行を合併し、川崎第百銀行となっ

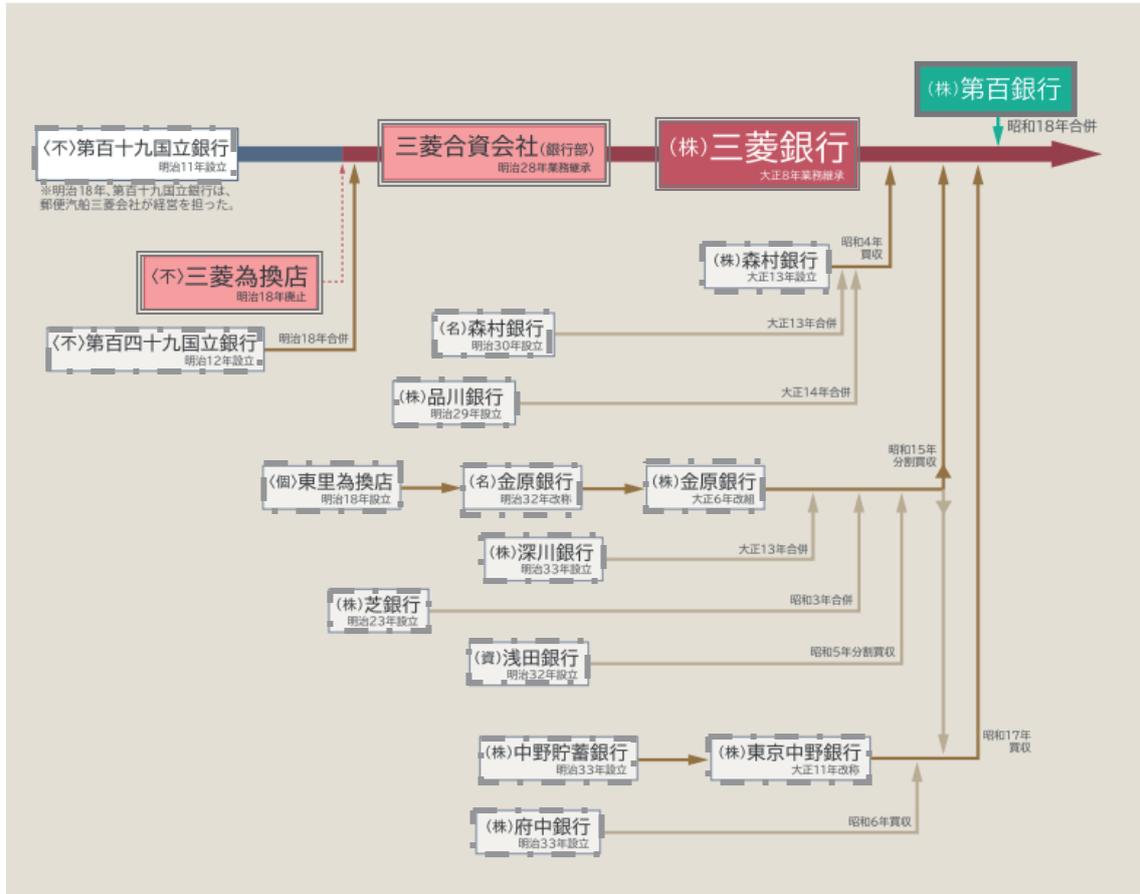


図1 三菱銀行の変遷（第百四十九銀行から第百銀行合併まで）

出典：各種資料より筆者作成。

付記1-1：(株) 第百銀行については、「川崎銀行の変遷」を参照。

付記1-2：上図にて、 で作成された銀行は三菱財閥の銀行を示す。 は三菱財閥の銀行が合併・買収した銀行である。

付記1-3：会社種類の略称として、特段の記載がないならば、株式会社の場合は(株)、合資会社の場合は(資)、合名会社の場合は(名)、個人事業の場合は(個)、不明の場合は(不)として記載。

た。なお、初代・川崎八右衛門が原六郎、安田善次郎らと共に第百国立銀行を設立し、1898年に第百国立銀行は第百銀行（普通銀行）と改称された経緯があった。その後において、1927年に麹町銀行を合併し、1928年に加島銀行の一部支店を買収し、1929年に所沢銀行を買収した。また、1936年に初代・川崎八右衛門が1881年に創業した東海貯金銀行（1899年に川崎貯蓄銀行へと行名変更）を合併し、更に同年、日本最初の貯蓄銀行であった東京貯蔵銀行も合併した。この際に行名に「川崎」の名称を外され、第百銀行と改称した。

続いて、戦時体制の下、三菱銀行による第百銀行の吸収合併と異なり、対等で合併談を纏めた三井銀行と第一銀行の変遷を以下で述べる。筆者らが『三

井銀行100年のあゆみ』を基に作成した図3と照らし合わせながら三井銀行の変遷について説明すると、三井銀行は1876年に我が国初の私立銀行として発足した後、支店増設と預金増強を図るため1941年に西脇銀行を買収したに留まっていた。

さらに、筆者らが『第一銀行史』を参照しながら作成した図4に基づき、第一銀行の合併変遷を以下で説明する。1896年に第一国立銀行は国立銀行条例に従い、国立銀行としての営業満期を迎え、最古の国立銀行から改称された第一銀行（普通銀行）は、財閥関連企業を傘下に持っていなかった。1912年に二十銀行、1916年に京都商工銀行を合併し、1927年に東海銀行を合併した。さらに1931年に古河銀行、1938年に渡辺銀行、1941年に麻布銀行と鉄業銀行と

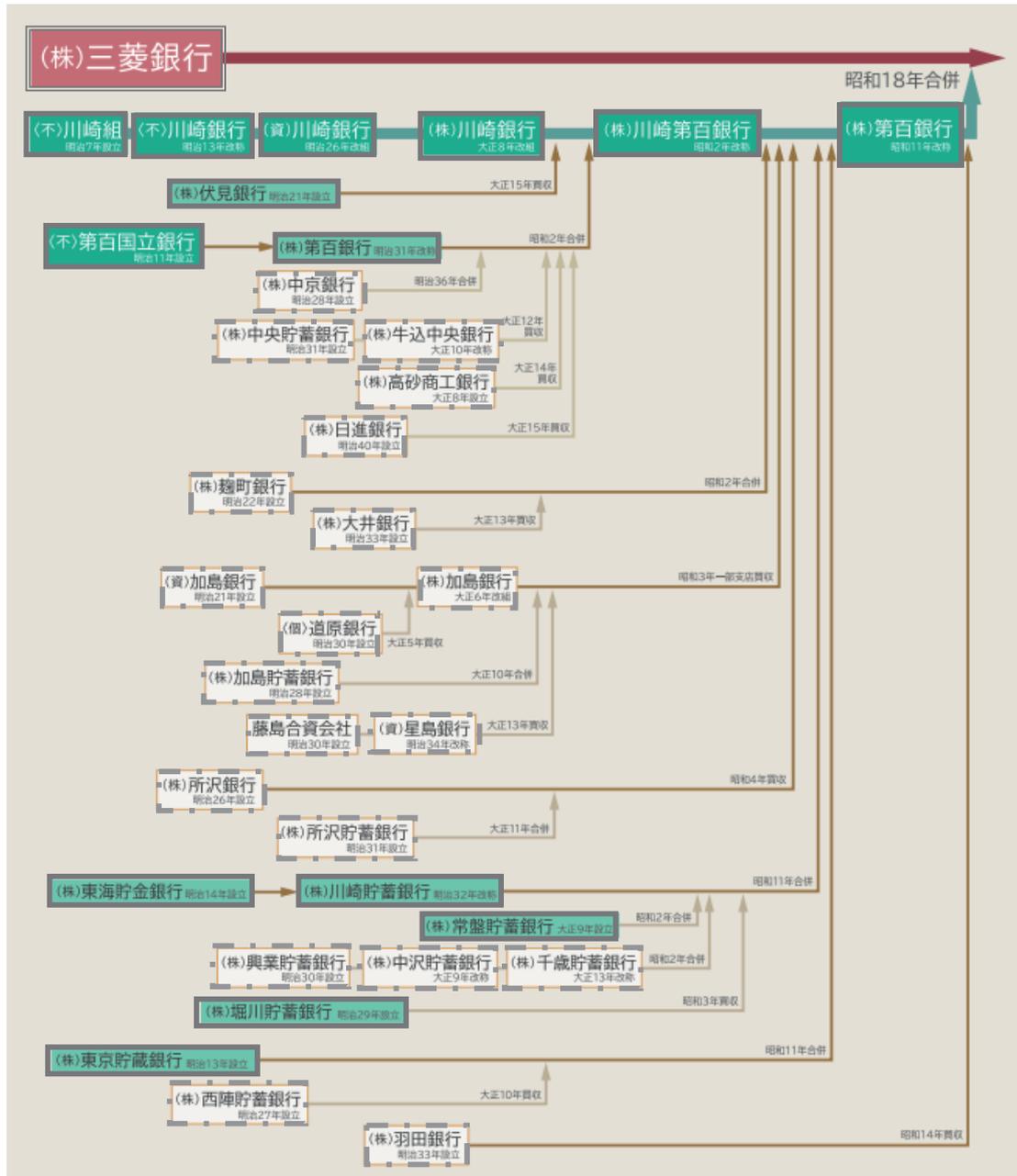


図2 川崎銀行の変遷（川崎組から三菱銀行との吸収・合併まで）

出典：各種資料より筆者作成。

付記2-1：(株)三菱銀行については、「三菱銀行の変遷」を参照。

付記2-2：上図にて、 で作成された銀行は川崎財閥の傘下であり、合併前の(株)第百銀行が中心に出資していた銀行である。「 」は川崎財閥がその他合併・買収した銀行である。

付記2-3：会社種類の略称として、特段の記載がないならば、株式会社の場合は(株)、合資会社の場合は(資)、個人事業の場合は(個)、不明の場合は(不)として記載。

を買収した。

以上、三菱銀行、第百銀行、三井銀行ならびに第一銀行の合併経緯を纏めたところ、合併の歴史に関する相違点を示すことができた。まず、三菱銀行と第百銀行とは、関東大震災の不況や昭和恐慌により経営が存続できなくなった多くの銀行を一体化して

きた。三井銀行と対等の立場で合併した第一銀行も三菱銀行や第百銀行と同様に中小商工業者への営業地盤を拡大する経営方針に従い、多くの銀行の合併、買収を行ってきた。一方で、三井銀行は西脇銀行を合併するに留まっていた点から示唆されるように、戦時金融体制に至る前まで財閥一本での経営が

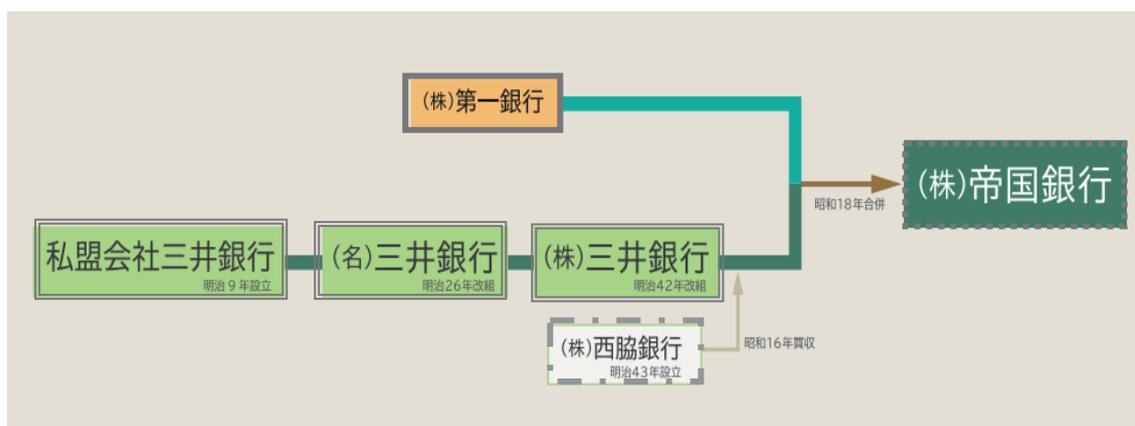


図3 三井銀行の変遷（三井銀行から帝国銀行まで）

出典：各種資料より筆者作成。

付記3-1：(株)第一銀行については、「第一銀行の変遷」を参照。

付記3-2：上図にて、 は(株)第一銀行であり、 は(株)三井銀行が買収した銀行である。 は(株)第一銀行と(株)三井銀行とが対等合併した(株)帝国銀行である。

付記3-3：会社種類の略称として、特段の記載がないならば、株式会社の場合は(株)、合名会社の場合は(名)として記載。

なされてきた。

3.2 戦後に公表された資料からの銀行の合併経緯に関する分析

筆者らが戦後に公開された『日本銀行百年史』、『昭和財政史』、『三井銀行100年のあゆみ』、『第一銀行史』そして『三菱銀行史』といった合併対象となった銀行に関連する変遷史を分析したところ、断片的ながらもその合併経緯を解明することができた。以下でその具体的な内容を述べていく。なお、三菱銀行、第百銀行、三井銀行ならびに第一銀行、との合併が決定されるまでの経緯を含めた水面下での詳細な会議録を公表することはなかった。

まず、『三井銀行100年のあゆみ』によると、三井銀行と第一銀行との合併が決定するまでの経緯が具体的に記載されていたため、水面下での銀行合併交渉の詳細を以下で述べていく。

太平洋戦争下において金融統制の強化体制が進行してきた際に、金融事業統制令を公布した政府でさえも専ら一県一行主義の下において中堅銀行同士による合併を模索していたため、大銀行を対象とする合併を想定していなかった。一方、三井銀行の会長であった万代は政府が想定するよりもはるかに大規模の大銀行同士の合併を構想していた。

1942年11月6日、万代から銀行の結束を提起され

た結城は、政府が進めていた一県一行主義に基づく地方銀行の合同が進展し、昭和銀行・十五銀行・第百銀行といった銀行の整理統合をより具体化することを目的として、日本銀行と普通銀行とを含めた七大銀行懇談会を設置した¹³。1942年12月10日の第2回懇談会にて、第百銀行の頭取である關根は、第百銀行と昭和銀行との合併を提案されたものの態度を曖昧にした¹⁴。

1942年12月17日、万代は、結城を訪問し、銀行の合同に対する構想が狭小であることを指摘したうえで、まず第百銀行と昭和銀行の合併提案を反対した。銀行合併の規模が小さいことを指摘されていた結城は、万代に「三井銀行が第一銀行と合併してはどうか？」と提案した。万代は、第一銀行側が了承するなら第一銀行との合併を行う旨を回答した。

そもそも万代は、「資本主義の初期段階では、三井家のような富豪が銀行を経営して、その大きな信用によって銀行の預金を吸収し、事業を育成することが有益である。財閥が今日のように発達してくれば、三井のような大財閥は大衆から金を集め、これを他に融通して、利息のさやによって利益を得られるような仕事をすべきではない。信用制度の発達した時代となつては、銀行の預金額はほぼ支店数の多少によって決まるのであって、三井家が特に銀行業を営む理由は存在しない。財閥はむしろ、自ら国

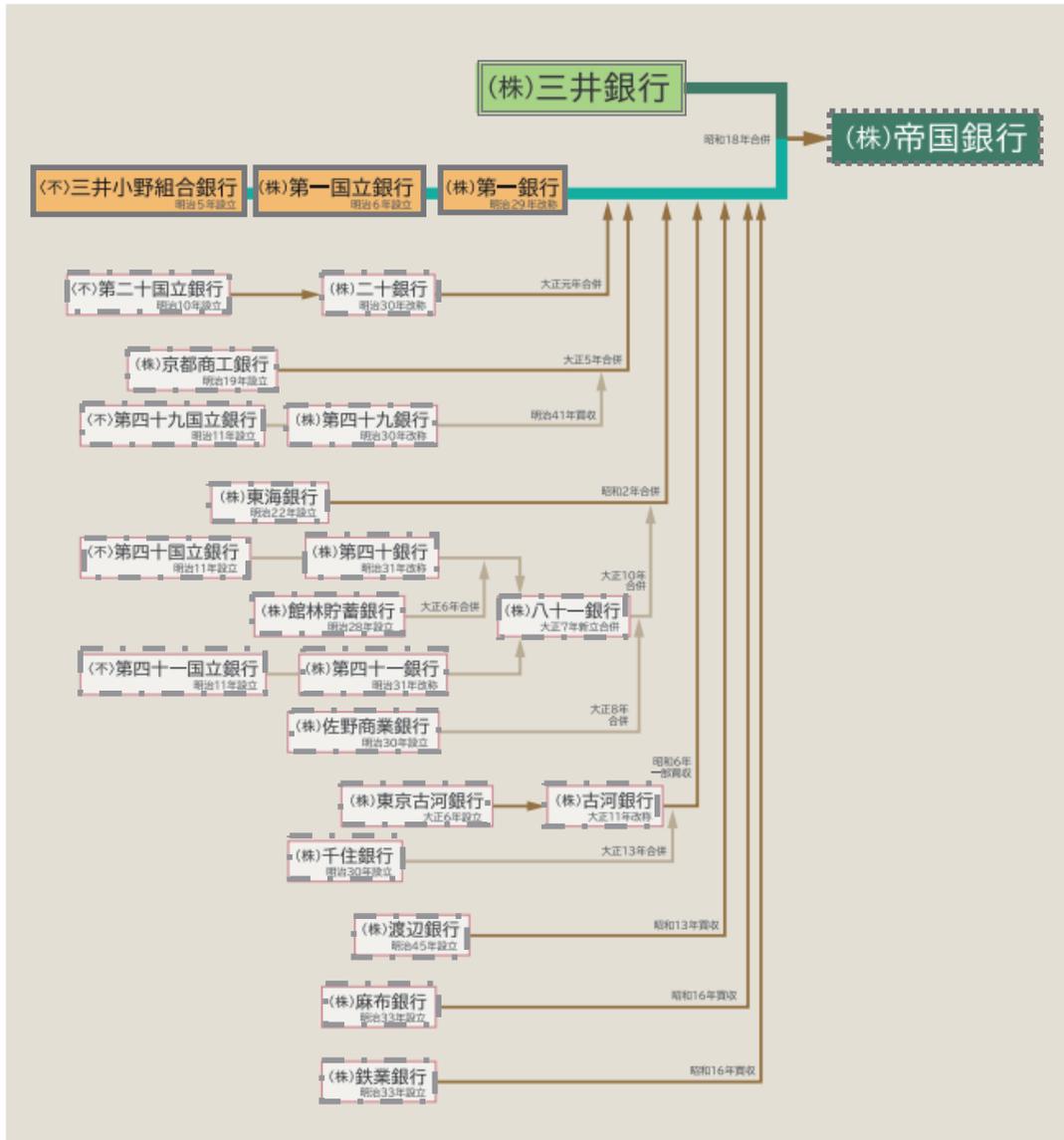


図4 第一銀行の変遷（第一国立銀行から帝国銀行まで）

出典：各種資料より筆者作成。

付記4-1：(株)三井銀行については、「三井銀行の変遷」を参照。

付記4-2：上図にて、(株)第一銀行で作成された銀行は(株)第一銀行の改称経緯である。(株)第一銀行は(株)第一銀行が合併・買収した銀行である。(株)第一銀行は(株)第一銀行と(株)三井銀行とが対等合併した(株)帝国銀行である。

付記4-3：会社種類の略称として、特段の記載がないならば、株式会社の場合は(株)、不明の場合は〈不〉として記載。

家・社会のためになるような事業をおこすことに努力すべきだ。財界が幼稚な時期には、信用のある三井が金融機関を経営し、銀行に信用を持たせる必要もあったが、今日ではもはやその必要性はない。したがって、三井銀行も適度な時期に、他の銀行と合併して三井から独立すべきである。」と預金残高が成長した三井銀行を財閥組織から独立させて店舗を拡充させることにより経営の発展を進めることがで

きる方針を述べていた。

万代は、第一銀行が全国の中小企業にわたる広範囲な取引層をもつ銀行であったことに着目し、三井銀行と第一銀行との合併提案に了承する格好となった¹⁵。

また、『三菱銀行史』の合併に関する記述によると、万代による三井銀行と第一銀行との合併決意に感化された結城の斡旋に従って、三菱銀行は第百銀

行を合併する決定をした旨が述べられていた。つまり、結城は、三井銀行と第一銀行の合併が実現することで、同様に三菱銀行と第百銀行とを合併させるといった決意を固めた可能性が示唆される。

金融事業統制令の法的な銀行合併を推進する立場にあった全国金融統制会の会長を務めていた結城が決意した合併談ならば、他の銀行経営者らも抵抗することができなかつたのであろう。こうして、三井銀行と第一銀行、三菱銀行と第百銀行の両合併が行われるに至り、結城は日本の戦争情勢を鑑みて、両合併を斡旋しつつ、それぞれの銀行が合併談を進めることとなった¹⁶。

なお、『三井銀行100年のあゆみ』や『第一銀行史』には、三井銀行会長であった万代や第一銀行頭取であった明石照男（以下、明石）が、三井銀行と第一銀行が合併することで新銀行が発足する旨を発言するに留めており、合併経緯に関する実情や詳細が述べられていなかった。

一方、『三菱銀行史』には、三菱銀行の会長であった加藤武男（以下、加藤）と第百銀行の頭取であった關根善作（以下、關根）といった銀行経営者らの合併に関する所見が記載されていたため、以下にその発言内容を述べる。なお、第百銀行の社史は存在せず、第百銀行に関する記録は戦火により喪失してしまっていた。

まず、加藤は、戦時の時局に鑑みて早急に合併対応が必要であったことから、三菱銀行は第百銀行を合併するにあたり、対等合併よりも組織の整備業務などを「手っ取り早く」進めることができる吸収合併を選択した主旨を説明していた。上述による加藤の説明より、三菱銀行と第百銀行との合併談は、三菱銀行が主導権を握ったと捉えることができる点に着目される。

さらに、關根は、第百銀行が増収し経営体制が整ってきたにも関わらず、突如として三菱銀行への合併を慫慂されたことと、第百銀行の株主や銀行員に対して断腸の思いであるものの、日本の戦時局に鑑みて合併を決心したことを説明した。關根の説明から、第百銀行は三菱銀行への合併を押し切られたため、第百銀行の株主や銀行員が抱くであろう不安に憂慮した点を汲み取ることができる。

以上に述べたように、戦時経済下において国策に應えることを目的に銀行合併が実施されることとなった。三菱銀行は第百銀行を吸収合併し三菱銀行の名称を継続した。一方、三井銀行と第一銀行とが対等での合併を決定し、新名称を「帝国銀行」と決定した。第百銀行を吸収合併した三菱銀行と三井銀行と第一銀行が対等合併で誕生した帝国銀行は、いずれも1943年4月1日に発足した。

3.3 変遷史を分析した結果から得られる示唆（仮説の検証）

筆者らが変遷史を分析した結果、三菱銀行による第百銀行の吸収合併と三井銀行と第一銀行の対等合併とに関して具体的に得られる示唆は以下4点に集約される。

まず、第3章1節（3.1）で述べた通り、三菱銀行と第百銀行とは、戦時体制の前において関東大震災の不況や昭和恐慌時に経営が立ち行かなくなった多くの銀行を吸収して、中小企業向けの融資という経営方針を実行していたという共通の経緯から、合併後においても親和性が高かった可能性が示唆される。一方、三井銀行は銀行として財閥一本化の下にあった。他方、第一銀行は三菱銀行や第百銀行と同様に、全国の中小企業への取引層を持ち、三井銀行よりも商業銀行としての色彩が強かった。つまり、三菱銀行と第百銀行の合併と異なり、帝国銀行は合併後において合併銀行同士で親和性が低かったと推測できる。

次に、第3章2節（3.2）で記載したように、政府は、一県一行主義の下、中小規模同士の銀行合併を想定していたものの、万代が大規模な銀行合併を模索し、主導的な立場で銀行の合併策を進めた。大規模銀行同士の合併の発端として三井銀行と第一銀行の合併仕掛け人ともなった万代に感化された結城が、第百銀行と三菱銀行とを合併させる発案者となったことを論定した。つまり、万代は日本銀行総裁であった結城に多大な影響を及ぼしていたといえるであろう。

続いて、結城の発案により合併を提案された加藤が戦時局に鑑みて、「手っ取り早い」組織整備の必要性から、第百銀行の吸収合併を選択した旨を発言

していた。つまり、加藤が第百銀行を対等で合併するのか、吸収合併するのかを選択できる状況にあったように、三菱銀行は第百銀行に比べて優位な立場で合併談を進めることができたのであろう。

一方、第百銀行は、三井銀行、第一銀行ならびに三菱銀行と比べて劣位の立場にあった状態で吸収された可能性が高い。なぜならば、第百銀行の關根は、「突如として三菱銀行に吸収合併されることを慫慂され、経営権や人事権を失うことを懸念し断腸の思いであること」と述べていたことから裏付けられよう。

筆者らは、以上の分析結果が、仮説「合併対象となった4つの銀行は自発的意思により合併を締結したのではなく、特に第百銀行は三菱銀行よりも相対的に消極的意思が強かった」に合致するものと論定する。

4 まとめ

三井銀行と第一銀行が合併し帝国銀行となった僅か5年後である1948年9月に、帝国銀行は旧三井銀行系と旧第一銀行系に分離することとなった。なお、『金融機関発達史』によれば、経営方針が異なる三井銀行と第一銀行とが合併して誕生した帝国銀行は、重役の頭割りがなされており、経営の合理化を進めることができなかつた点が記載されていた。

三井銀行は第一銀行と戦時において軍需産業への資金融通を強めるという国策に応じて合併した経緯があった点から、終戦後において経営理念や組織融和が困難となり、合併動機が旧三井銀行と旧第一銀行から徐々に喪失されていた可能性も考えられる。

一方で、主導権を握りながら合併談を纏めながらも、第百銀行を吸収合併した後の三菱銀行は、多くの支店網を活用し、銀行経営を発展させることとなった。三菱銀行と第百銀行とは、戦時体制より前において多くの銀行を一体化したという共通の経営方針がなされてきた点からも、組織の融和性が高い点には頷ける。

続いて、『三菱銀行史』が、戦時下において政府が資本市場を規制する前後における三菱銀行の三菱財閥下企業への融資手段の変化について説明してい

たため、以下でその内容を纏める。日中戦争がはじまる前までにおける三菱重工業をはじめとした三菱財閥下の企業は、三菱銀行からの融資に必ずしも頼らず、専ら資本市場にて資金を調達していた。しかしながら、日中戦争期である1938年11月に政府が国家総動員法に基づく会社利益配当及び資金融通令を付し、資本市場による企業への配当を制限することとなった。政府が資本市場へ厳しい規制を敷いたことで、三菱重工業をはじめとした財閥直系の企業も資金が不足し、三菱銀行からの融資を受けざるを得なくなっていた。

三菱銀行は、第百銀行を吸収した後においても、岩崎家の商売名として数十年培われてきた歴史を持つ三菱の名称を存続し、旧三菱銀行の勢力が中心となった。三菱銀行は第百銀行を吸収合併することにより、預金額の増加はもちろんのこと、三菱銀行は支店数を約三倍に増加させることができ、日本全国（東北地方を除く）に支店網を拡大することが可能となった。つまり、三菱銀行は、政府の意向に沿った銀行主導による軍需拡大を図り、多くの店舗数をもつ第百銀行との合併に「渡りに船」という思いで飛びついた可能性が想起される。

また、日銀総裁である結城が会長を務めた全国金融統制会は、戦時下における金融機関の指導統制の権限を握っており、第百銀行の経営陣を除く第三者が中心となり、第百銀行と三菱銀行の合併構想が水面下で進められていた可能性も推察される。

なお、川崎財閥の当主である二代目・川崎八右衛門の縁戚であり川崎財閥の歴史に詳しい川崎定徳株式会社の監査役を務める川崎善保氏は、「戦時下の銀行合併前まで第百銀行の実質的なオーナーであった二代目・川崎八右衛門は、自身のアメリカ留学を通じた経験から、アメリカの資源などをはじめとした国力を理解し、日本が産業の点でアメリカとの戦争に勝算がないことを開戦前から身の者に度々諷示するなど、アメリカとの緊張関係を生む大陸進出に積極的な軍部の方針に猜疑的な姿勢であった¹⁷。事実、川崎財閥は満州を含む日本の支配地域において政府の意向に沿った経済活動に関与してこなかった。こうした川崎財閥の経営思想は政府関係者にも暗に伝わっていた可能性は高い。併せて、二代目・

川崎八右衛門は、自身の性格上、さらには高齢となった自身の財閥への統制力にも限界を感じ、戦時下の銀行合併策によって川崎財閥が事実上解体されることへの諦めも早かった。」と銀行合併時におかれた川崎財閥の状況を川崎善保氏の叔父方である川崎七三郎氏が川崎財閥一族へ言い伝えていた内容より証言した^{18, 19}。

筆者らは、戦時体制下において第百銀行の経営陣は三菱銀行と比べて政府から劣位の立場に置かれ合併交渉が進められた可能性を示唆した。本研究を通じて、第百銀行に着目したうえで、戦時統制経済下における政府による金融統制プロセスの解明に寄与できた。本研究成果の独自性として、合併対象となった4つの銀行はそれぞれ政府の圧力により消極的な意思の下でありながらも、異なった思惑の中で合併を進めた内情を示唆した。さらに、第百銀行の経営陣は三菱銀行との合併に決して積極的でなかった可能性を一連の分析結果から明らかにすることができた。

今般、日本銀行によるマイナス金利の長期化により銀行経営の収益は大きな負の影響を受けている。一方で、政府はこうした状況下にある銀行業界に対して経営の変革を強く促している。近い将来、マイナス金利の解除により我が国の銀行界に大きな淘汰の波が押し寄せるであろう。こうした局面において、本研究で得られた知見は今後の銀行業界を占う上で一助となることを願う。

謝辞

本稿の内容作成に当たりご協力をいただいた川崎善保様（川崎定徳株式会社監査役）、並びに進藤寛先生（茨城大学名誉教授）には心より感謝いたします。また、本論文の作成は東京情報大学総合情報研究所によるプロジェクト研究助成金（2022年度及び2023年度）の成果であり、支援をいただいた関係各位には深謝いたします。

【注】

¹ 例えば、『社説』金融機関の強度再編成」読売報知新聞、1942年12月30日。清水與一「銀行合同と必勝体制」ダイヤモンド、31巻3号、

1943.1.21、pp172-173。芝住小重郎「大銀行の大合同を繞りて」実業の世界、40巻2号、1943.2、pp70-73。

² 全国金融協議会発足時の会長は日銀総裁を務める結城であった。全国金融協議会の会員は以下の通りである。日本銀行、全国手形交換所連合会、全国地方銀行協会、全国貯蓄銀行協会、農耕銀行同盟会、信託協会、生命保険会社協会、産業組合中央金庫、証券組合会社協会、ビルブローカー協会、全国無尽中央会、庶民金庫、恩給金庫。なお、政府は全国金融協議会に顧問や評議会という立場で参加していた。

³ 1938年4月1日国家総動員法が公布されたことにより、政府は広範囲な産業分野にも統制権限を持つこととなった。政府による広範囲な統制権限は、金融業界も例外ではなかった。

⁴ 「金融統制団体令」は、全国金融統制会、業態別統制会、統制組合及び地方金融協議会の4種の統制団体を金融統制団体と定めた。しかしながら、全国金融統制会が中枢として重要な活動を行う統制団体であり、その他の3統制団体は全国金融統制会から発せられる命令を実行する機関であった。

⁵ 9つの業態別統制会は、勸農金融統制会、普通銀行統制会、地方銀行統制会、貯蓄銀行統制会、貯蓄銀行統制会、信託統制会、生命保険統制会、無尽統制会、証券引受会社統制会、市街地信用組合統制会、であった。

⁶ 金融統制会の役員名簿は以下の通り。会長は結城豊太郎（日本銀行総裁）、副会長は渋沢敬三（日本銀行副総裁）、理事は相田岩夫、岸喜二雄、岡田才一（日本銀行理事）、田島道治、監事は大久保利賢（横浜正金銀行頭取）、加藤武男（三菱銀行頭取）。

⁷ 『日本銀行百年史』によると、金融統制会のシステムは、会長が指導統制する権能と責任を掌握するという、ナチス・ドイツを模して「指導者原理」に基づいたと記載されている。

⁸ 「第一銀行 一億円に増資」朝日新聞、1943年1月9日朝刊。

⁹ 「金融の必勝態勢へ 4大銀行の合併決す 三

井と第一は対等 三菱は第百を吸収」読売報知新聞、1942年12月19日。

- ¹⁰ 「4大銀行合併 第一と三井新行へ」東京日日新聞、1942年12月29日。
- ¹¹ 「普通銀行の兼営と大銀行合併の示唆【社説】」『理論と実際』44巻1号、1943年1月、p1-6。なお、本記事に著者は記されていない。
- ¹² 田中金重郎「決戦金融体制への再發足」『ダイヤモンド』31巻3号、1943年1月、p172-178。
- ¹³ 七大銀行懇談会に参加した銀行は、日本銀行、三井銀行、三菱銀行、第一銀行、住友銀行、安田銀行、三和銀行であった。
- ¹⁴ 第2回七大銀行懇談会にて、第百銀行と昭和銀行との合併提案を発言したのが誰か明らかにした文献等を確認できていない。
- ¹⁵ 1938年6月、万代は結城を通じて、第一銀行に合併を申し入れたことがあった。しかしながら、第一銀行は「受け入れ態勢が整わない」などを理由として、合併を拒否したという経緯があった。第一銀行の明石照男頭取は、この合併主旨に個人的見解として反対しておらず、今後の懸案とする旨を発言していた。
- ¹⁶ なお、『住友銀行八十年史』によると、三井銀行と第一銀行の合併が決まったとき、住友銀行会長であった岡橋林は、結城に「現在、銀行は群雄割拠で新体制の趣旨に添わないから、大所高所から考えて合併を勧めたい。第一・三井両行が合併すると、強力な銀行ができるので、大局を達観して三和銀行と合併してはどうか」という勧奨を受けたと記されている。しかしながら、岡橋林は、「対等合併は人事関係から、協力一致が困難であり、合併後に採用した人材が勢力になるまでしっくりこない」という理由から、合併談を拒否した。結城は、合併談を拒否した住友銀行と三和銀行とに対して、金融事業整備令による合併強制を行っていない。
- ¹⁷ 川崎善保氏は二代目・川崎八右衛門の孫にあたる。
- ¹⁸ 川崎七三郎は川崎の養子となった為、「崎」が正しい表現である。
- ¹⁹ 川崎善保氏へのインタビュー調査は2024年2月9日に実施した。

【参考文献】

- 岡崎哲二 (2011). 「太平洋戦争期における三菱銀行の支店展開と資金循環」『三菱史料館論集』12. 183-203.
- 大蔵省金融制度調査会 (1949). 『金融機関発達史』板垣書店.
- 川崎定徳株式会社編 (2014). 『川崎銀行史 概史と建築物』川崎定徳.
- 後藤新一 (1970). 『日本の金融統計』東洋経済新報社.
- 財務総合政策研究所 (1982). 『昭和財政史』東洋経済新報社.
- 住友銀行行史編纂委員会編 (1979). 『住友銀行八十年史』住友銀行行史編纂委員会.
- 第一銀行史八十年史編纂室編 (1958). 『第一銀行史 (下巻)』第一銀行八十年史編纂室.
- 堂下浩 (2020). 「三菱銀行による第百銀行の吸収合併に関する旧・川崎財閥からの検証—佐原三菱館の歴史から紐解かれる川崎銀行 (第百銀行) を巡るパネルディスカッション—」『早稲田大学クレジットビジネス研究所』. IRCB20-001.
- 日本銀行百年史編纂委員会編 (1986). 『日本銀行百年史』日本銀行.
- 日本経営史研究所編 (1976). 『三井銀行100年のあゆみ』三井銀行100年のあゆみ編纂委員会.
- 堀峰生 (2012). 「財閥銀行の大型合併に関わった銀行家：万代順四郎と加藤武男」『法政大学イノベーション・マネジメント研究センター ワーキングペーパーシリーズ』13.1-25.
- 前坂俊之 (2005). 「太平洋戦争下の新聞メディア」『マス・コミュニケーション研究』66.5-19.
- 三菱銀行三菱銀行史委員会編纂 (1954). 『三菱銀行史』. 三菱銀行史編纂委員会.
- 山崎志郎 (1986). 「戦時金融統制と金融市場：金融新体制の基礎過程」『土地制度史学』28(4). 18-36.

(受理日：2024年2月19日)